

国立大学法人琉球大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学の役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、文部科学省国立大学法人評価委員会の行う業績評価の結果を勘案し、経営協議会の議を経て、当該役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	一般職の職員の給与に関する法律、人事院規則等の改正により、国家公務員の手当に広域異動手当が新設されたことに準拠して、本学の役員報酬にも同様の広域異動手当を新設した。
理事	一般職の職員の給与に関する法律、人事院規則等の改正により、国家公務員の手当に広域異動手当が新設されたことに準拠して、本学の役員報酬にも同様の広域異動手当を新設した。
理事(非常勤)	該当なし
監事	一般職の職員の給与に関する法律、人事院規則等の改正により、国家公務員の手当に広域異動手当が新設されたことに準拠して、本学の役員報酬にも同様の広域異動手当を新設した。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
A 法人の 長	15,838	10,660	5,178	0 ()	6月1日		
B 法人の 長	4,110	2,132	1,978	0 ()		5月31日	
A理事	12,565	8,430	4,094	41 (通勤手当)	6月1日		※
B理事	14,288	10,116	4,094	78 (通勤手当)			
C理事	12,565	8,430	4,094	41 (通勤手当)	6月1日		

D理事	千円 12,565	千円 8,430	千円 4,094	千円 41 (通勤手当)	6月1日	
E理事	千円 12,727	千円 7,848	千円 3,387	千円 627 (地域手当) 816 (単身赴任手当) 49 (通勤手当)		◇
F理事	千円 3,254	千円 1,686	千円 1,564	千円 4 (通勤手当)	5月31日	
G理事	千円 1,694	千円 1,686	千円 0	千円 8 (通勤手当)	5月31日	
A監事	千円 10,375	千円 7,840	千円 2,535	千円 0 ()	6月1日	※
B監事	千円 1,576	千円 1,568	千円 0	千円 8 (通勤手当)	5月31日	※
C監事 (非常勤)	千円 480	千円 480	千円 0	千円 0 ()		

注1:「地域手当」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,063	3	2	H19.5.31	—	役員退職手当規程第3条第2項に基づき、学長が当該役員の職務実績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経て、増減しないことを決定した。	
理事A	4,004 (53,529)	3 (39)	2 (7)	H19.5.31	—	役員退職手当規程第3条第2項に基づき、学長が当該役員の職務実績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経て、増減しないことを決定した。	
理事B	2,318	1	10	H19.3.31	—	役員退職手当規程第3条第2項に基づき、学長が当該役員の職務実績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経て、増減しないことを決定した。	※
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期目標、中期計画(人的資源の有効かつ適正な配置を行い、人件費の抑制を図る。)に留意し、当法人で決定された当初予算の範囲内で運用。〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 国家公務員の給与制度に定める職種を参考とし、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 当大学で定めた職員の評価基準を基に、職員の成績等を考慮し、本給の昇給・昇格及び勤勉手当に反映させている。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に同日前1年間の勤務成績に応じて、0号数から8号数の範囲で昇給させることができる。(平成22年3月31日までの間は基準号数から1号数減じた号数。)
昇格・降格	昇格: 教員については、本学が定める必要経験年数を有している者は、職制(教授、准教授、講師、助教及び助手)に応じて上位の級に決定出来る。(国家公務員の給与制度に準拠) 教員以外の職員については、特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)
	降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- 〔 (1) 一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が改正されたことに伴い、国家公務員の給与支給に準じて本学の給与規程に以下の改正を行った。〕
- ① 本給表の若手職員に係る本給月額を一部増額改定した。
 - ② 扶養手当の子等に係る額を2人目までについて6,000円から6,500円に、3人目以降について5,000円から6,500円に引き上げた。
 - ③ 勤勉手当の支給総額の割合を基礎額の100分の72.5(特定幹部職員にあつては100分の92.5)から100分の75(特定幹部職員にあつては100分の95)に改定した。
なお、平成19年12月期の勤勉手当については、支給総額の割合を基礎額の100分の77.5(特定幹部職員にあつては100分の97.5)とした。
 - ④ 遠方からの人材の確保及び他機関との人事交流を円滑に行うため広域異動手当を新設した。
 - ⑤ 管理職手当を定率から定額に改めた。
- 〔 (2) 組織改編に伴い、管理職手当の支給対象に産業経営学科長を追加した。〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1,457	46.5	7,080	5,114	48	1,966
事務・技術	366	46.7	5,854	4,261	48	1,593
教育職種 (大学教員)	721	48.4	8,493	6,094	45	2,399
医療職種 (病院医師)	0					
医療職種 (病院看護師)	250	41.2	5,324	3,890	49	1,434
技能・労務職種	24	53.6	5,501	4,013	73	1,488
医療職種 (附属義務教育学校教員)	36	41.5	6,627	4,876	65	1,751
医療職種 (医療技術職員)	60	44.2	5,791	4,221	57	1,570

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

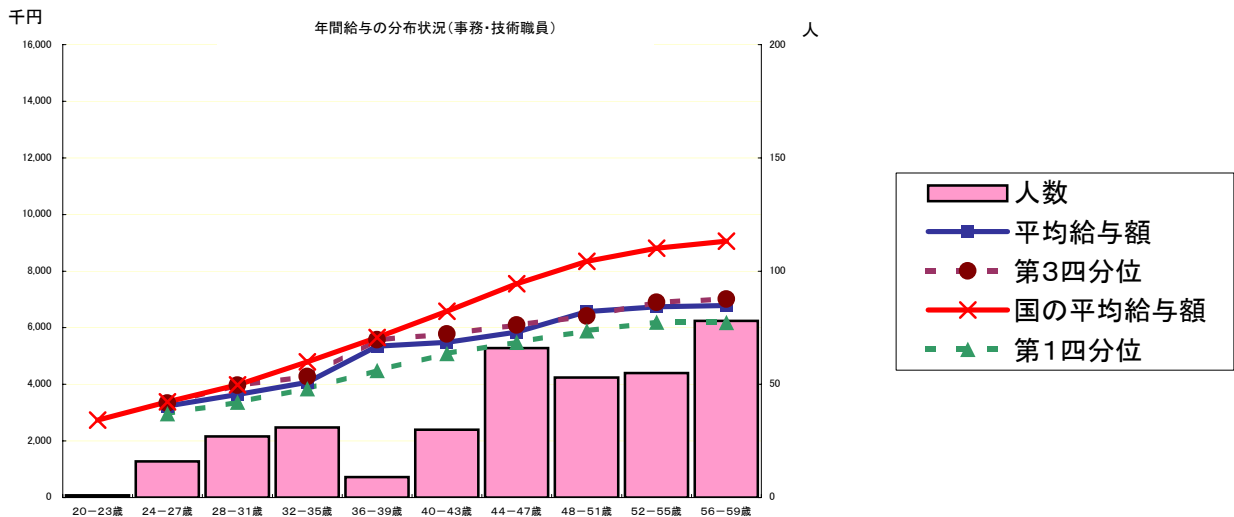
再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	121	35.6	3,268	2,789	50	479
事務・技術	21	47.6	3,931	2,938	54	993
教育職種 (大学教員)	8	34.1	4,649	3,447	34	1,202
医療職種 (病院医師)	62	32.5	2,668	2,668	41	0
医療職種 (病院看護師)	10	29.9	3,912	2,930	49	982
技能・労務職種	10	40.2	3,250	2,434	89	816
医療職種 (医療技術職員)	10	31.5	3,869	2,916	67	953

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:技能・労務職種とは、機械工作工、電工、自動車運転手、ボイラー技士等国の行政職(二)相当の者の職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

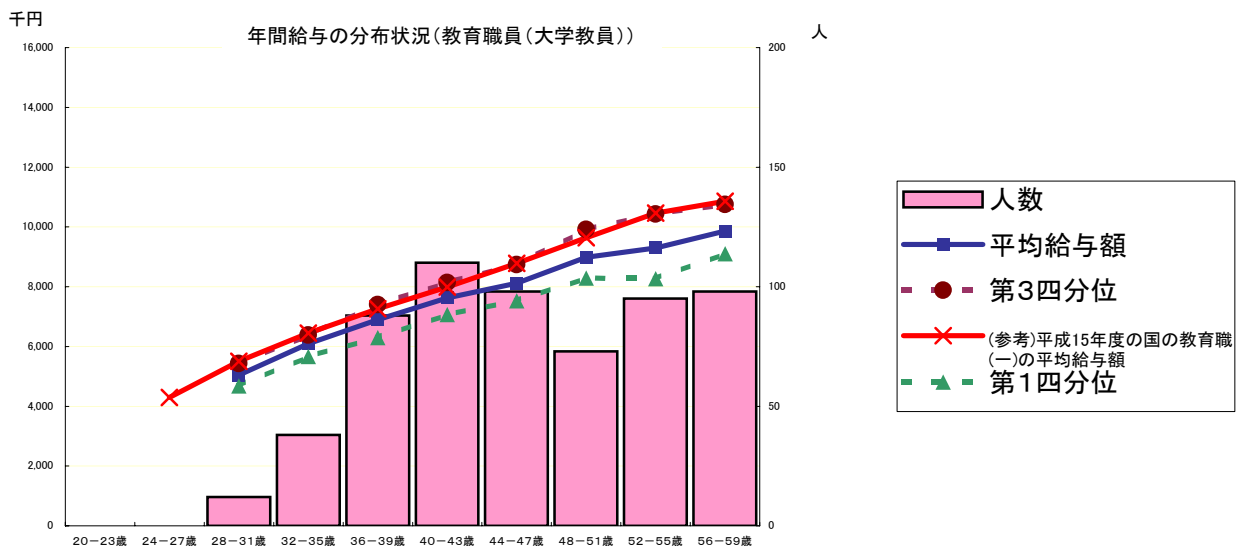


注:事務・技術職員の20～23歳の該当者は1名のため、当該個人情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	6	52.8	9,942	10,362	10,735
課長	23	51.9	7,684	8,165	8,634
課長代理	32	54.2	6,573	6,853	7,016
係長	169	50.3	5,779	6,113	6,382
主任	54	49.7	5,447	5,665	6,071
係員	82	32.7	3,374	3,860	4,164

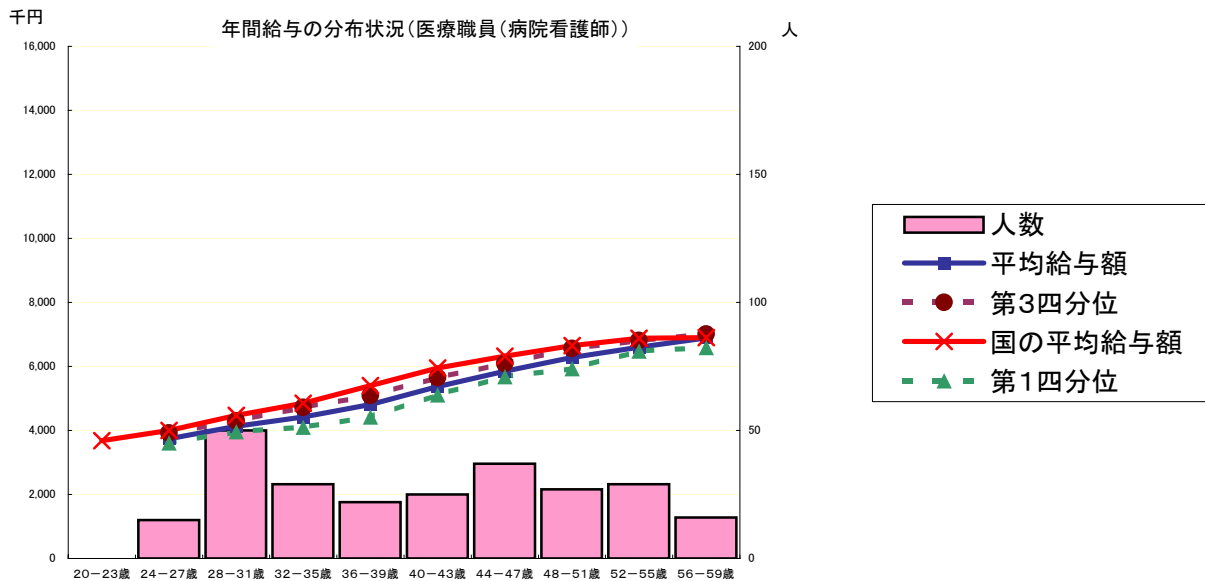
注:「課長」には、課長相当職である「事務長」、「課長代理」には、課長代理相当職である「室長及び専門員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	284	55.2	9,407	10,189	10,904
准教授	222	45.9	7,522	8,075	8,628
講師	57	44.4	6,535	7,218	7,998
助教	140	40.2	5,987	6,372	6,787
助手	1				
教務職員	17	49.9	5,561	5,601	5,915

注:「助手」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1				
副看護部長	3	53.8	—	7,318	—
看護師長	81	48.7	5,742	6,180	6,671
看護師	165	37.2	4,076	4,771	5,557

注:「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注:「副看護部長」の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1分位」及び「第3分位」の事項については記載していない。

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員 主任	主任 係長	係長, 課長 代理, 課長	課長代理 課長
人員 (割合)	366	24 (6.6%)	57 (15.6%)	196 (53.6%)	51 (13.9%)	21 (5.7%)
年齢(最高 ～最低)		47～23	46～29	59～35	59～43	59～39
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,991～1,960	4,245～2,400	6,388～2,756	5,817～3,981	6,140～4,748
年間給与 額(最高～ 最低)		3,939～2,683	5,752～3,270	8,166～3,762	7,828～5,666	8,299～6,683

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長 事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		11 (3.0%)	6 (1.6%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		58～44	58～49	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		7,134～5,850	8,570～6,963	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		9,448～8,033	11,644～9,508	～	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	721	17 (2.4%)	141 (19.6%)	57 (7.9%)	223 (30.9%)	283 (39.3%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		59～30	59～29	63～29	64～33	64～39	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,499～3,094	7,069～3,313	6,466～3,651	7,605～3,872	9,232～5,350	
年間給与 額(最高～ 最低)		6,232～4,142	8,983～4,470	8,855～5,060	10,228～5,432	12,825～7,577	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長 看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	250人	該当者なし (%)	165人 (66.0%)	67人 (26.8%)	14人 (5.6%)	3人 (1.2%)	1人 (0.4%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)			59～24 歳	59～28 歳	59～41 歳	55～51 歳		
所定内給与 年額(最高 ～最低)			4,916～2,490 千円	5,074～3,141 千円	5,142～4,420 千円	5,471～4,964 千円		
年間給与 額(最高 ～最低)			6,752～3,392 千円	7,006～4,223 千円	7,288～6,161 千円	7,661～7,077 千円		

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 66.4	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 33.6	% 34.5
	最高～最低	% 46.3～32.1	% 43.4～30.2	% 43.0～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.2	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 31.8	% 32.8
	最高～最低	% 36.7～30.2	% 34.6～26.4	% 35.6～29.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.1	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 31.9	% 32.8
	最高～最低	% 36.7～32.2	% 34.6～30.4	% 35.6～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.1	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.9	% 32.9
	最高～最低	% 36.7～31.1	% 37.9～29.2	% 37.1～30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7	67.8	66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3	32.2	33.2
	最高～最低	36.7～31.0	34.6～29.4	35.6～30.2

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

78.9

対他の国立大学法人等

93.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

92.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

93.2

対他の国立大学法人等

96.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 78.9	
	参考	地域勘案 84.3
		学歴勘案 77.0
	地域・学歴勘案 83.5	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.7% (国からの財政支出額 13,569百万円、支出予算の総額 31,787百万円： 平成19年度予算)	
	【検証結果】 本学の給与水準は、対国家公務員指数が78.9%であり、適正なものとなっている。	
	【累積欠損額について】 —	
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に、適正な給与水準を維持する。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.2	
	参考	地域勘案 92.9
		学歴勘案 92.2
	地域・学歴勘案 90.4	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.7% (国からの財政支出額 13,569百万円、支出予算の総額 31,787百万円： 平成19年度予算)	
	【検証結果】 本学の給与水準は、対国家公務員指数が93.2%であり、適正なものとなっている。	
	【累積欠損額について】 —	
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に、適正な給与水準を維持する。	

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標 92.0

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 12,634,833	千円 12,775,587	千円 (%) △ 140,754 (△ 1.1)	千円 (%) △ 390,091 (△ 3.0)
退職手当支給額 (B)	千円 1,373,725	千円 1,569,626	千円 (%) △ 195,901 (△ 12.5)	千円 (%) 214,310 (18.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,232,038	千円 2,069,123	千円 (%) 162,915 (7.9)	千円 (%) 539,025 (31.8)
福利厚生費 (D)	千円 1,747,463	千円 1,814,877	千円 (%) △ 67,414 (△ 3.7)	千円 (%) △ 17,997 (△ 1.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 17,988,059	千円 18,229,213	千円 (%) △ 241,154 (△ 1.3)	千円 (%) 345,247 (2.0)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」については、平成18年4月に本給表の水準を全体として4.8%引き下げたことによる影響、事務職員の定員削減、勸奨退職者の増加等により、対前年度比1.1%(140,754千円)減となっている。

・「非常勤役職員等給与」については、附属病院収入増対策のため非常勤職員の雇用を増やしたこと等により、対前年度比7.3%(162,915千円)増となっている。

・「最広義人件費」は対前年度比1.3%(241,154千円)減となっている。要因としては「給与、報酬等支給総額」の減額、退職手当支給額の減額、福利厚生費の減額による。

・中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」こととし、中期計画において、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」こととしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	13,496,968	12,775,587	12,634,833
人件費削減率 (%)		△ 5.3	△ 6.4
人件費削減率(補正值) (%)		△ 5.3	△ 7.1

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年の増減率は0%、平成19年度の増減率は0.7%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。